

総務部人事課  
0742-34-4821 (ダイヤルイン)  
消防局総務課  
0742-35-1199 (ダイヤルイン)  
企業局経営部企業総務課  
0742-34-9205 (ダイヤルイン)

職 員 の 懲 戒 処 分 等 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

記

1. 市長部局  
(1)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
① 保護第二課係長 事務職員 大井 将久	43	免職	奈良市民生金庫の運用資金に関して、以下の不正行為を行ったものである。 ①平成26年4月1日から平成29年6月2日の間に、当該資金1,965,079円を着服した ②平成26～28年度に係る決算報告書を起案する際、虚偽の公文書を作成した ③平成26年4月1日から平成29年5月19日まで担当していた民生金庫事務について、後任者への引継業務を怠り、当該事務に著しく支障を生じさせた
② 福祉部長 事務職員	60	戒告	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う (平成27・28年度保健福祉部長、平成29年度福祉部長)
③ 保護第二課長 事務職員	56	減給10分の1 6月	同上 (平成29年度保護第二課長)
④ 保護第一課長 事務職員	60	戒告	同上 (平成28・29年度保護第一課長)
⑤ 保護第二課長補佐 事務職員	56	訓告	同上 (平成28・29年度保護第二課長補佐)
⑥ 保護第二課長補佐 事務職員	58	訓告	同上 (平成28・29年度保護第二課長補佐)
⑦ 総務部参事 事務職員	59	訓告	同上 (平成27・28年度保健福祉部参事)
⑧ 月ヶ瀬行政センター地域振興課長 事務職員	55	訓告	同上 (平成26年度保護第二課長補佐、平成27・28年度同課長)
⑨ 月ヶ瀬行政センター地域振興課長補佐 事務職員	50	訓告	同上 (平成27年度保護第二課長補佐)
⑩ 文化振興課長補佐 事務職員	53	訓告	同上 (平成27年度保護第二課長補佐)
⑪ 子ども育成課再任用職員 事務職員	61	訓告	同上 (平成26年度保護第二課長)

(適用法令) ①：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号 ②～④：同法第29条第1項第1号及び第2号

(2)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
リサイクル推進課主任 技能職員 松谷 広秋	57	停職1月	平成28年12月10日、環境清美センターに侵入し、私用で排出した伐採樹木(約3,110kg)を無断で破砕機内に投棄したことにより、公務を停滞させ、その後、奈良地方検察庁により略式起訴され、罰金刑に処されることが決定しているものである。 さらに、平成27年末から平成30年3月ころまでの約2年3月間にわたり、勤務時間外である深夜から早朝にかけて、家族が経営する会社の運送業務に従事しているという兼業の事実があったものである。

(適用法令) 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

(3)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
都市計画課主任 技術職員	46	減給10分の1 3月	電車及びバスでの通勤と届け出ていたにも拘らず、平成30年3月から5月末までの間、実際は主に自転車または自動車を利用して通勤し、通勤手当111,903円を不正に受給していたものである。 さらに、自転車で通勤した際、民間ハイツ及び宿泊施設の駐輪場に無断で駐輪していたものである。

(適用法令) 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

(4)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
① 資産経営課 事務職員	29	訓告	平成30年8月17日、農業用ため池の売却に反対する団体から市に提出された39名分の反対署名簿のコピー6枚を、当該ため池売却を進める水利組合側から要求された際に手渡したものである。
② 資産経営課長 事務職員	54	訓告	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う

・処分年月日：(1)～(4)とも、平成30年11月21日

## 2. 消防局

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
南消防署主事 消防職員	36	戒告	電車通勤と届け出ていたにも拘らず、平成30年4月以降、実際は主に自動車を利用して通勤していたものである。 さらに、自動車で通勤した際、商業施設利用者用駐車場に無断で駐車していたものである。

(適用法令) 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

・ 処分年月日：平成30年11月21日

## 3. 企業局

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
① 経営部次長 企業総務課長事務取扱 技術職員 谷 晋	50	停職1月	バス通勤と届け出ていたにも拘らず、平成28年10月から平成30年9月までの間、実際は自動車を利用して通勤し、さらに、購入した定期券を解約して、通勤手当186,520円を不正に受給していたものである。 さらに、毎月実施される通勤方法確認の際に、定期券解約前に予め複数枚用意しておいた定期券の写しを提出する等の虚偽報告を複数回行ったり、未提出の状況が続いたりしたものである。
② 経営部長 技術職員	58	訓告	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う
③ 財務課（再任用職員） 事務職員	60	訓告	同上 (平成29年度 経営部長)
④ 財務課（再任用職員） 事務職員	61	訓告	同上 (平成28年度 経営部長)

(適用法令) ①：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号 ②～④：同法第29条第1項第1号及び第2号

・ 処分年月日：平成30年11月21日